

草津市就学前教育・保育施設
保護者様へ

草津市子ども未来部
幼児課長 山際 喜一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生に伴う市内保育所・幼稚園・認定こども園における臨時休園措置や再開の基準について（お知らせ）

日頃は、本市における就学教育・保育の推進に格別の御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、今後市内の就学前教育・保育施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の臨時休園措置や再開の対応について、下記のとおりといたします。

つきましては、有事の際には各就学前教育・保育施設において本基準に基づいた感染拡大防止の措置を講じてまいりますので、保護者様におかれましては、保育施設の対応について何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 内 容

市内の就学前教育・保育施設において新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の臨時休園措置や再開の基準

2 臨時休園等の措置基準

(1) 臨時休園について

市内の保育所・幼稚園・認定こども園において、園児および職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、感染拡大防止の観点から学校保健安全法第20条に準じて臨時休園とします。

施設の対応	感染が確認された日の翌日から、原則3日間休園（休園期間中すべての保育を中止します。） 休園から保育再開までの期間は、感染が確認された日翌日から原則3日間とし、さらなる感染拡大が懸念される場合は、保健所等の指導を踏まえ、休園期間を延長する場合があります。
-------	---

※臨時休園とする3日間は、保健所等により、園児の健康観察や感染経路の確認、濃厚接触者の特定が行われます。また、施設では保健所の指導により、施設の消毒を行います。（濃厚接触者は、保健所が特定されます。）

(2) 出席停止について

在園児が、「濃厚接触者」に特定された場合は感染者と接触した日の翌日から2週間、「陽性」となった場合は治癒するまでの間、「出席停止」となります。

3 休園や出席停止に伴う保育料の日割りについて

保育料につきましては、「市から登園回避の要請を行う場合」についてのみ、国通知にもとづく特例として日割り対応を行います。

- (1) 感染者の発生に伴い、休園となった場合・・・休園期間について日割り対応
- (2) 在園児が陽性・濃厚接触者に特定された場合
・・・特定された日の翌日から出席停止期間が終了するまでの間について日割り対応
- (3) 感染拡大防止のために市から家庭保育協力を要請（登園自粛要請）した場合
・・・要請期間中に登園しなかった日について日割り対応

なお、自主的に登園を控え欠席をする等、上記以外の場合については、通常どおり日割り対応は行いません。

また、日割り対象となる日数等については、施設に直接確認させていただきます。保護者の方からの申請等は不要となります。

4 その他お願い

*お子様や御家族様が、医療機関等で PCR 検査を受けられた場合は、必ず、施設にお知らせください。

*御家族の方が濃厚接触者に特定された場合、お子様の送迎については、濃厚接触者でない他の方が送迎していただくようお願いいたします。

*引き続き各御家庭にて、新型コロナウイルス感染症の防止対策をお願いいたします。

草津市 子ども未来部 幼児課	
休園・再開 担 当	指導研修係 TEL: 077-561-6878 (直通)

保育料 担 当	入所・入園係 TEL: 077-561-2365 (直通)
------------	----------------------------------